

議案第45号

磐田市体育施設に関する条例の一部を改正する条例の一部を
改正する条例の制定について

磐田市体育施設に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
を別紙のように制定するものとする。

令和4年6月9日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市体育施設に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

磐田市体育施設に関する条例の一部を改正する条例（平成29年磐田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

磐田市体育施設に関する条例の一部を改正する条例（平成29年磐田市条例第28号）新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 略 （市長による管理）</p> <p>2 <u>改正後の磐田市体育施設に関する条例第4条の規定にかかわらず、当分の間、磐田卓球場、磐田アーチェリー場、豊田加茂グラウンド、豊田野球場及び豊田加茂テニスコートの管理は市長が行うものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、第11条中「指定管理者が特に必要であると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長が特に必要であると認めるときは」と、第12条から第14条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第15条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第17条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第19条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「その使用に係る料金（以下「使用料」という。）」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めることができる」とあるのは「とする」と、第20条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第21条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第22条中「指定管理者、利用者及び入場者」とあるのは「利用者及び入場者」として、これらの規定を適用する。</u></p>	<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 略 （削除） （削除） （削除）</p>